

主な農業用の減価償却資産の耐用年数表

平成20年度税制改正により機械及び装置を中心に実態に即した使用年数をもとに資産区分が整理されるとともに、耐用年数の見直しが行われました。

平成20年4月1日以降に取得した減価償却資産からは改正後の耐用年数が適用されます。

この表にないものなどわからないものは、別表をご参照いただくか、お問い合わせください。

【建物】

構造・用途		細目	耐用年数
木造のもの		倉庫用、作業場用のもの	15
木骨モルタル造のもの		倉庫用、作業場用のもの	14
レンガ造・石造・ブロック造のもの		倉庫用、作業場用のもの	34
鉄骨鉄筋コンクリート造のもの		倉庫用、作業場用のもの	38
金属造	骨格材の肉厚が4mm超のもの	倉庫用、作業場用のもの	31
	〃 3mm超4mm以下のもの	倉庫用、作業場用のもの	24
	〃 3mm以下のもの、軽量鉄骨	倉庫用、作業場用のもの	17
簡易建物		木製主要柱が10cm角以下でトタンぶきなど	10
		掘立造のものおよび仮設のもの	7

【構築物】

構造・用途		細目	耐用年数	
			改正前	改正後
農業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造またはブロック造のもの	斜降索道設備および牧さく（電気牧さくを含む）	17	14
		その他のもの（頭首工、えん提、用水路、かんがい用配管、貯水そう、あぜなど）	20	17
	主として金属造のもの	斜降索道設備	15	14
		その他のもの（農用井戸、散水用配管など）	15	14
	主として木造のもの	斜降索道設備、牧さく（電気牧さくを含む）など	5	5
	土管を主としたもの	暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など	10	10
その他のもの	薬剤散布用およびかんがい用ビニール配管な	8	8	

【車両】

構造・用途		細目	耐用年数
一般用のもの	自動車（2輪・3輪自動車を除く）小型車（660cc以下）例：軽四輪トラック		4
	貨物自動車	ダンプ式	4
		その他のもの（例：トラック、ライトバン）	5
	上記以外のもの		6

【機械・装置】

構造・用途		細目	耐用年数	
			改正前	改正後
農業 用 設備	トラクター	乗用型トラクターなど	8	7
	耕うん整地用機具	ロータリー、ハロー、代掻機、プラウ、鎮圧機、均平機、うねたて機、あぜ塗り機など	5	
	栽培管理用機具	田植機、育苗機、たい肥散布機、は種機、中耕除草機、スプリンクラー、剪定機など	5	
	防除用機具	散粉機、噴霧機、ミスト機、土壌消毒機など	5	
	穀類収穫調製用機具	自航型コンバイン、刈取機（ウインドローアーを除き、バインダーを含む。）、稲わら収穫機（自走式のものを除く。）、わら処理カッター	5	
その他のもの（普通型コンバイン、ウインドローアー、粃すり機、脱穀機、穀物乾燥機など）		8		

【その他】

構造・用途	細目	耐用年数
ビニールハウス	金属造のもの	10
	木造のもの	5

【中古の減価償却資産の耐用年数】

既に耐用年数の全部または一部を経過している中古の減価償却資産を取得した場合には、原則として取後の使用可能年数を見積もって耐用年数とします。

しかし、この見積もりができないときは、次の簡便法で計算した年数とすることができます。

①	耐用年数の全部を経過したもの	法定耐用年数×0.2
②	耐用年数の一部を経過したもの	法定耐用年数－（経過年数×0.8）

※（1年未満の端数は切り捨て、2年未満の年数は2年とします。）

中古品を購入後、農業に使用するまでに取得価額の50%を超えるような修繕をしたときは、上記簡便法を適用できませんのでご相談ください。